

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- | | | |
|---------------|---|--------|
| (1) 業務名称 | 岐阜合同庁舎中央監視装置等保守管理業務 | |
| (2) 業務場所 | 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎 | |
| (3) 業務概要 | 中央監視・自動制御装置の安定した自動制御機能を維持し、各々の機器の機能を最適に維持することを目的として、関連機器等の定期点検、調整及び保守を行うもの。 | |
| (4) 業務期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日まで | |
| (5) 証明書等の受領期限 | 令和6年7月10日(水曜日) | 17時00分 |
| (6) 見積書の受領期限 | 令和6年7月19日(金曜日) | 17時00分 |
| (7) 見積合せの日時 | 令和6年7月22日(月曜日) | 10時00分 |
- (見積合せへの立会いは不要とする。)

2. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- 令和4・5・6年度 財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」のA、B、C又はD等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申し込み

問い合わせ先：東海財務局岐阜財務事務所総務課合同庁舎管理係(電話058-247-4111(総務課直通))

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎5階

受付場所：同上

見積書の提出を希望する者は、上記1.(5)までに上記受付場所にて本件に係る仕様書等を受領しなければならない。

なお、郵送による配付を希望する場合は、上記受付場所に電話連絡のうえ、宛先を記載した「レターパックプラス(520円)」を受付場所に送付すること(令和6年7月3日(水曜日)必着)。

また、電子メールによる配付を希望する場合は、上記1.(5)までに、上記受付場所(宛先：tkz943@tk.lfb-mof.go.jp)に電子メールを送信のうえ、電話連絡すること。送信する電子メールには、件名に「岐阜合同庁舎中央監視装置等保守管理業務説明書類等配付依頼」と記載するとともに、本文に連絡先(担当者の氏名及び電話番号)を記載すること。

また、上記1.(5)までに受付場所に証明書等を提出するほか、上記1.(6)までに見積書を提出すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時00分まで。

- 契約保証金 全額免除する。なお、契約保証金の免除にあたっては、落札者が契約締結の際に令和4・5・6年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有していることを条件とする。

5. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

6. 見積書の記載金額

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

7. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

8. 契約書又は請書の作成

契約の締結に当たっては、請書を作成するものとする。

9. その他

- 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記1.(5)までに認定を受けなければならない。
- 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

令和6年6月25日

岐阜合同庁舎管理庁
分任支出負担行為担当官
東海財務局岐阜財務事務所長 石川 哲才